

新潟市副市長の事務分担及び市長の職務を代理する副市長の順序に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月28日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第38号

新潟市副市長の事務分担及び市長の職務を代理する副市長の順序に関する規則の一部を改正する規則

新潟市副市長の事務分担及び市長の職務を代理する副市長の順序に関する規則（平成18年新潟市規則第90号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表濱田副市長の項第1号中「地域・魅力創造部」を「環境部」に改め、同表古木副市長の項第1号中「，環境部」を削り、同項第2号中「及び中央区役所」を「，中央区役所及び西区役所」に改め、同項第4号中「及び市民病院」を「，市民病院及び水道局」に改め、同表木村副市長の項第1号中「文化スポーツ部」を「地域・魅力創造部，文化スポーツ部」に改め、同項第2号中「，西区役所」を削り、同項第4号を削る。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。